

# 道路台帳デジタル化基準書作成業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、鹿児島市（以下、「発注者」という。）が実施する「道路台帳デジタル化基準書作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は鹿児島市が保有する旧市町の道路台帳を電子化し一元化するための統一した仕様を定める基準書策定を目的とする。

(準拠する関係法令等)

第3条 本業務は、本特記仕様書による他、次の各種法令及び規則等に準拠して実施する。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号：最終改正 平成23年法律第61号）
- (2) 測量法施行令（昭和24年8月31日 政令第322号）
- (3) 測量法施行規則（昭和24年9月1日 建設省令第16号）
- (4) 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
- (5) 道路法施行令（昭和27年12月4日 政令第479号）
- (6) 道路法施行規則（昭和27年8月1日 建設省令第25号）
- (7) 鹿児島市公共測量作業規定（作業規定の準則準用）
- (8) 地方交付税法（昭和25年2月18日法律第211号）
- (9) 道路施設現況調査要項（国土交通省）
- (10) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）（国土交通省国土地理院）
- (11) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル（国土交通省国土地理院）
- (12) 共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書（総務省）
- (13) 統合型GISに関する指針（総務省）
- (14) 地理空間情報活用推進基本法（総務省）
- (15) 鹿児島市共用主題データ製品仕様書（鹿児島市）
- (16) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証基準JISQ27001
- (17) プライバシーマーク認証基準JISQ15001
- (18) 鹿児島市個人情報保護条例
- (19) 鹿児島市契約事務規則
- (20) 道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）
- (21) 道路施設現況調査提要（国土交通省）
- (22) 鹿児島市統合型地理情報システム基本設計報告書
- (23) その他関係法令、規程、通達等

(疑義)

第4条 本特記仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程について疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、かつその指示に従うものとする。

(前払い金)

第5条 受注者は、本業務において、前払い金の請求はできないものとする。

(業務計画書等の提出)

第6条 受注者は、本業務の契約締結後、速やかに監督員と打合せを行ない、次に掲げる事項を記載した業務計画書等を提出し監督員の承認を得るものとする。

また、計画を変更しようとする場合も同様とする。

## 2 業務計画書

- (1) 作業実施計画
- (2) 工程計画
- (3) 業務体制
- (4) 打合せ計画
- (5) 成果品の品質を確保するための計画（照査計画含む）
- (6) 連絡体制（緊急時含む）
- (7) その他、監督員が必要と認める書類

### （工程管理）

第7条 受注者は、作業実施計画に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗を調査職員に随時報告しなければならない。

### （契約条件等）

第8条 受注者は、情報の取扱いや管理を適切に行うことができる「ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）」及びプライバシーマークの承認、認証を予め取得していなくてはならない。

### （調査職員）

第9条 本業務については、調査職員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

### （管理技術者）

第10条 管理技術者は、発注者の指示に従い、業務遂行に関する一切の事項を処理すること。  
2 管理技術者は、道路法に基づく道路台帳の統合及びデジタル化業務を完了した実績を有すること。  
3 管理技術者は、空間情報総括監理技術者又は地理情報標準認定資格上級技術者の資格を有する者とする。

### （照査技術者）

第11条 照査技術者は、業務全般の照査を行うこととし、成果品の品質確保に努めなければならない。  
2 照査技術者は、道路法に基づく道路台帳の統合及びデジタル化業務を完了した実績を有すること。  
3 照査技術者は、空間情報総括監理技術者又は地理情報標準認定資格上級技術者の資格を有する者とする。

### （担当技術者）

第12条 担当技術者とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めたものをいう。  
2 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）  
3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

### （設計協議）

第13条 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 4 本業務における設計協議は原則として当初1回、中間3回、成果品納入時1回とし、「当初打合せ」及び「成果品納入時」には、管理技術者及び担当技術者が立会うこと。

#### (損害賠償)

- 第14条 受注者は、本業務の実施中に発生した諸事故に対して一切の責任を負い、その原因、経過及び被害内容等について速やかに発注者に報告するものとする。  
また、損害賠償の請求があった場合、全て受注者の責任において処理することとする。

#### (手続き)

- 第15条 業務の実施にあたって必要な関係機関に対する協議、諸手続きは、原則として受注者が代行するものとする。

#### (成果品の照査)

- 第16条 本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施すべきものとし、確認・修正結果を図面等に記載し、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法を含むものとする。  
なお、確認・修正結果は成果品として提出の必要はないが、成果品納入時の照査報告の際に発注者に提示するものとする。

#### (成果品の審査)

- 第17条 受注者は、成果品納入時に本市の成果品審査を受けなければならない。  
2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。

#### (成果の提出、引き渡し)

- 第18条 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。  
2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示を同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

#### (守秘義務及び情報管理)

- 第19条 受注者は、本業務の遂行にあたり知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。  
また、個人情報保護法に基づく適正な情報管理を行うものとする。

#### (著作権)

- 第20条 本業務の成果品に関する著作権は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。  
但し、受注者が発注者に提供する地図、データベース、システムプログラム、アプリケーションプログラム等の著作権、特許権、その他知的財産権は、受注者若しくはデータ提供基に帰属し、受注者は、発注者に譲渡不可の非独占的使用権を許諾するものとする。

#### (業務進行管理)

- 第21条 月末に業務進行についての実績と予定を提出すること。

(契約変更)

第22条 設計変更等については、業務委託契約書第21条から第29条及び設計業務等共通仕様書共通編1121条から1124条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手引きについては、「鹿児島市土木設計業務等変更ガイドライン（平成31年3月）」によるものとする。

(業務カルテ作成、登録)

第23条 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたいうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

(暴力団等による不当介入を受けた場合の措置)

第24条 暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報しなければならない。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うものとする

(労働環境の確認)

第25条 受注者は、本契約の履行に従事した従業員に係る労働環境に関し、鹿児島市指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約の締結後及び履行完了後に速やかに提出するものとする。

2 鹿児島市は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じた場合は、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査を行うことができるものとする。

3 鹿児島市は、2の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不相当であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

(納入場所及び納入期限)

第26条 本業務の納入場所及び納入期限は、以下のとおりとする。

納入場所：鹿児島市建設局道路部道路管理課

納入期限：令和6年1月24日までとする。

## 第2章 業務内容

(要旨)

第27条 道路台帳デジタル化基準書の作成に当たっては、現行道路台帳（旧1市5町の道路台帳）の相違点や課題を抽出し対策を検討したうえで、道路台帳の一元化及びデジタル化後の道路台帳補正の基準書作成を行う。

(空間的範囲)

第28条 道路台帳デジタル化による空間的範囲は以下のとおりとする。

- (1) 準拠する測地系：世界測地系
- (2) 水平位置の座標系：平面直角座標系第11系
- (3) 垂直位置の座標系：日本水準原点を基準とする標高

(計画準備)

第29条 本業務の目的を理解し、合理的かつ正確に作業を実施するために各工程の検討を行い、人員の配置や調査に必要な各種資料の準備並びに使用機材の選定を行うものとし、必要に応じて調査職員の承諾を得ること。

(資料収集整理)

第30条 下記の資料について旧市町ごと、路線等級別に代表的な路線を抽出して借用し、借用した資料、時点出展等について一覧表で整理するものとする。

- (1) 道路台帳図（原図をスキャンした画像データを含む）
- (2) 道路調書（電子データを含む）
- (3) 道路網図（電子データを含む）
- (4) その他発注者が必要と認める資料

(現状整理・課題抽出)

第31条 現状整理、課題抽出の項目は、道路法施行規則第4条の2のとおりする。

2 収集した資料をもとに、旧市町の道路管理の現状及び対応策を整理する。

(道路台帳図取得基準書作成)

第32条 課題対応策をもとに、道路台帳図面整備レベル1000での道路台帳図データ仕様並びに図郭及び図面番号等の統一基準を定めるものとする。

(道路台帳補正方法の検討)

第33条 道路台帳の電子化後、道路台帳製品仕様書に基づき道路台帳電子化にかかる現況地形図更新業務（道路台帳管理システム側では現況地形図データの品質検査データ調整、調書作成、システム管理）を行うために必要な仕組みを検討するとともに、以下の項目について定義を行うものとする。

- (1) 道路台帳補正対象道路工事区分の設定（新規認定・道路改良・舗装工事・道路付属物改修等）
- (2) 補正対象範囲（取り付け路線）の設定
- (3) 道路台帳補正発注形態の検討
- (4) 道路台帳補正発注仕様書（案）の作成

(道路台帳調書取得基準の検討)

第34条 準拠する関係法令に基づき、調書に記載する事項を調整するものとする。

(報告書作成)

第35条 報告書は、電子媒体に格納すること。

- (1) 資料収集整理データ
- (2) 業務報告書（報告書作成に使用するソフトは、Word、Excel、PDFとする。）
- (3) 道路台帳整備基準書（案）
- (4) その他発注者が指示する資料